



も知れない。(中略)諸子は、此際、決然飲酒を止むるがよろしい。而して此の如き規則を出す必要のない様にして貰ひたい。それで學校内では、時と處とを問はず、酒は嚴禁であることは申すまでもないが、又諸子が各種の親睦會、或は送別會、又は慰勞會の名を以て會合する場合には、一切酒は用ひぬ事にした。 (中略)

(前略)近年學生の風紀が非常に廢類しつゝあることは、世人の大に慨歎して措かざる所であるが、(中略)茲に飲酒のことに就き特に一言して置きたい。これは新入の生徒諸子は勿論のこと、在來の生徒諸子も、能く聞き且つ十分に決心をして貰はなければならぬ。本校は自今學生の飲酒は止めさせる方針である。尤も規則を以て之を禁するのではない。諸子の決心を促し、諸子自から酒の弊害を悟り、斷然酒を飲まぬと云ふ決心をして貰ひたいのである。(中略)學生としては必ずしも酒に依頼せざるも、今一層高尚無邪氣にして、有益無害なる散鬱慰勞の方法はいくらもあるとおもふ。(中略)學生の風紀紊亂は大部分酒に基因すと云ふも敢て過言ではないと思ふ。或は政府は法令を以て學生の飲酒を禁することがないとも限らぬ。又學校も規則で禁酒を命ずる場合があるか

序に學生の喫煙のことに就ても一言します。(中略)以上述べたることの外、苟も學校の安寧及び秩序に關する事、又は學生の品位及び風紀に關する事は、慎重に注意して貰ひたい。特に左の諸件の如きは心得違ひのないやうにして貰ひたい。

- 一、途上ニ於テハ師長及ビ同學生ニ對スル敬禮ヲ粗略ニセザル事
- 一、校外ニ於テハ制服ヲ着セザル時ハ必ズ袴ヲ着テ制帽ヲ被ル事
- 一、略帽ノ制ヲ亂サマル事
- 一、門戸ニアラザル場處ヨリ校内ニ出入セザル事

茲に學年の始に際し、特に諸子の心得べき事及び學校が取る所の方針の大體を訓告して置きます。而して學校は、着々之が實行を期待する考である。諸子も亦た大に決心して貰ひたいのである。(句讀は筆者)

右は雜誌部員の筆記に係るものではあるが、その後の雜誌に訂正が見えないことからすると、大體に於て間違はないと思ふ。然るに同年十二月には、學校の名を以て、生徒の禁酒に關し父兄又は保證人に通告した案文があるが、それは次の通りである。

禁酒に關する通告

近來社會ノ風紀頽弛セルト同時ニ學生ノ風儀亦大ニ墮落セシコトハ有識者ノ痛歎スル所ナレバ當局者ニ於テモ百方考慮ヲ盡クシ大ニ其矯正ヲ期圖スル所ナリ本校ハ九州ノ中樞ニ在リテ由來質樸ト剛毅トヲ以テ特色ト爲セリ隨ツテ都門ノ風潮ニ左右セラル、コト少シト雖モ亦豫メ其流弊ニ感染セラレザルヤウ注意ヲ要スルハ勿論ナリ故ニ本校ハ學生ヲシテ其體面ヲ保チ其品格ヲ高メ其目的ヲ達セシメンガ爲メ、一ハ又ソノ流弊ノ基因スル所

ヲ察シテ銳意盡力學生ヲシテ斷然飲酒ヲ廢止セシメントス是レ本校ガ現時執リツ、アル所ノ方針ナリ飲酒ノ衛生上害アルト否トハ姑ク論ゼズ學生トシテ杯觴ノ間ニ貴重ノ光陰ヲ費スハ百害アリテ一利ナシト斷言スルモ不當ニ非ザルベシ其弊獨リ金錢ヲ徒費スルニ止マラズ知能ヲ遲鈍ナラシメ操行ヲ墮落セシメ身體ノ健全ヲ傷害スルナド一々枚舉ニ違アラズサレバ本校ノ如キハ未ダ規則ヲ以テ禁酒ヲ命ゼズト雖モ學生自身ニ禁酒ノ決心ヲ起サシメントスルハ本校々長ガ本年入學式ニ際シテ十分訓戒警醒セシ所ナリ爾來益コノ方針ヲ執リテ督勵シコノ主旨ニ由リテ戒飭シ以テ學生トシテノ態度ヲ保チ品格ヲ高メ目的ヲ達セシメントス蓋シ九仞ノ功ヲ一簣ニ虧ギ十年螢雪ノ苦ヲ一朝水泡ニ歸スルハ雷ニ其人ノ爲メニ惜ムベキノミナラズ亦父兄ノ爲國家ノ爲メニ惜ムベキノリ故ニ本校ノ精神ハ學生ヲシテ修學ノ目的ヲ達セシメントスルノミナラズ一ハ父兄諸氏ガ子弟ヲシテ就學セシムル目的ヲ達セシメ併セテ國家ノ爲メ人材ヲ成サント欲スルナリ

現ニ去月修學旅行ノ際ノ如キハ職員生徒共ニ斯方針ニ由リ斷ジテ酒ヲ飲マザリシカバ其結果頗ル良好ナリシコト從來修學旅行ノ比ニ非ザルモノ、如シ爾來益此精神ヲ貫徹シ誓ツテ社會ノ弊風ニ浸潤セラレザランコトヲ期ス父兄諸氏能ク本校ノ意旨ノ在ル處ヲ體シテ此方針ニ由リテ勵行アランコトヲ庶幾フ、今ヤ冬期休業ニ際シ歸省中歳末年始等儀式的飲酒ノ機會多ケレバ務メテ子弟ヲシテ杯酒ニ親マシメザルヤウ注意アランコトヲ希望ス特ニ酒樓ニ登リテ飲酒スルガ如キニ於テハ學生トシテ最モ厭忌スベキモノナレバ十分監督ヲ要スベキハ論ヲ竣タザルナリ若シ規則ヲ設ケテ禁酒ヲ命ズルノ已ムヲ得ザルニ至ルガ如キハ本校ノ不幸ナルノミナラズ抑亦生徒自身ノ不幸ナリ庶幾クハ父兄諸氏之ヲ諒セヨ

明治三十三年十二月

第五高等中學校

中學校宛
の諒解

かくて學校は、三十四年二月、豫め中學校諒解を要めてゐる。

宣誓書

一 校規并ニ示達ヲ確守シ師長

ノ訓諭ヲ服膺スル事

一 苟モ學生ノ體面ヲ汚スルキ

行爲ヲナサル事

一 猥ニ退學ヲナサル事

一 在學中ハ決シテ飲酒セサル事

生等謹ミテ右ノ條項ヲ遵

守シ決シテ違背セザランコ

トヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ

自記ス

明治三十四年九月十二日

當校ハ今後入學式ニ於テ新入學生ヲシテ左記四件ニ就キ宣誓セシムル誓ニ付貴校卒業之上當校へ入學志望者ニハ念ノ爲メ豫テ該旨趣心得置候様御懇諭ヲ煩度希望致候此段申進候也

明治三十四年二月

第五高等學校

御 中

宣誓事項

一 校規并ニ示達ヲ確守シ師長ノ訓諭ヲ服膺スル事

一 苟モ學生ノ體面ヲ汚スカ如キ行爲ヲナサル事

一 猥ニ退學ヲナサル事

一 在學中ハ決シテ飲酒セサル事

備考

禁酒ノ儀ハ當校ニ於テ未ダ規則ヲ以テ之ヲ命シ居ラサルモ從來學生各自ノ決心ヲ促シ斷然飲酒セシメサル方針ヲ採レリ尙今後益々此方針ニ依リテ督勵シ禁酒ノ實行ヲ期

宣誓文の
朗讀宣誓
簿署名

洵に用意周到と申すべく、同年九月十二日の入學式には、新入生徒總代をして宣誓文を朗讀せしめ、新入生徒には、各自宣誓簿に署名の上退場せしめ、十三日より二十一日まで、學校長の引見まで行つてゐる。(引見は四十四年まで實行したことが、庶務課日誌に錄せられてゐる。)又、同年二月七日付杉山幹事心得の名を以て、

次の如き通知が出されてゐる。

教室及廊下ニ於テ生徒喫煙不相成義ハ別紙(甲)達ノ通ニ有之候處近來往々喫煙致シ候者アリ右ハ該達ニ違反スルノミナラス火ノ元其危険ト認メ候條右等ノ所爲無之様此際御監督ニ屬スル各組生徒へ御懇諭相成度又近來教場ニテ教員ニ斷ナク襟卷ヲ附着スル者ヲ見受候右ハ當該監督教員ノ示諭ヲ遵守セサル者ニテ不都合ニ付是又併セテ御説諭相成度此段取束及御通知候也



但校内枯草ノ上火元警戒ニ關シテハ別紙(乙)ノ通りニ達セラレ居候條本文一同へ注意ヲ與ヘラレ度候也

別紙

片桐由雄
袴屋末
後藤文夫
宮野景一
田澤義鋪
田中市次
佐藤庄太郎

川久保修吉
中松真卿
高木善人
浅沼廣水
定留吉郎
武尾禎藏
幸島知己

宣 誓 書 の 一 部

- 甲
 - 一 教室及廊下ニ於テ喫煙スベカラズ
 - 一 教室及廊下ニ於テ唾壺ノ外唾スベカラズ
 - 一 教室内ニ外套辨當新聞雜誌等ヲ携帶スベカラズ
 - 一 一定ノ場所ノ外下駄及傘ヲ置クベカラズ
- 但當分ノ内事務室昇降口ハ此限ニ非ズ
- 右通達ス
- 卅二年九月八日
- 校 名

別紙

校内ノ枯草ヲ燒ク事ハ勿論マツテ若クハ煙草吹殻等點火ノ儘枯草ノ上ニ投棄スル事ハ危険ノ虞アルニ付心得違ナキ様注意スベシ此旨訓示ス

明治三十三年二月十五日

又、同年十二月十九日の揭示には、

本校儀式ヲ行フ節ハ正服ヲ着用シ參列スベキハ勿論ナルガ往々靴ヲ穿タザル者ヲ見受ケ不都合ニ付爾後右様ノ

龍南會雜
誌の記事

所爲無之様致スベシ

右相達ス

と記されてゐる。

(降つて四十五年二月八日にも、「三大節拜賀式及儀式ニハ黒色ノ靴ヲ着用スベシ、跣足、足袋、草履等ニテハ式場ニ入ルヲ許サズ」と揭示し、同様の注意は、大正十四五年頃から見えてゐない。)

而して施行後の記事には次の如きものがある。

(前略) 通町邊帽を被らず、袴を着せずして、夕暮軒下を通ひ行ものは如何なる生徒か、紺屋町上、獵帽「ステッキ」を携へ黄八丈の下着に、黒紋附の羽織を着し、三々五々揚々として南下するものは何處産の如何なる俱樂部を有するものに多きか。(七七號、三三三、二、二八、第七十七號、雜報風雲錄)

(前略) 今や吾人寮内諸賢の歌謠を聞くに及んで、亦等しく吾校に不健全なる空氣の輸入せられたる無きかを恐るゝなり。(三三、五、五、第七十八號、雜報自炊記念日)

余輩敢て慷慨を賣るを以て日課となさず、又大言するを以て常事となさずと雖も、龍南の意氣銷沈せる甚しきを見ては慷慨せざらんと欲するも得ざるなり。(三三、一一、三〇、雜報明治三十三年を送る)

(前略) 東宮奉迎の砌は濟々養生徒の冷笑となり、天長節の式場では、學校長よりの、嚴訓となるに至つたのも同一の現象ではあるまいか。(附錄 劍光餘影)

而して翌三十四年度よりは、中學卒業後滿三年を経過せし者には入學を許さないことになつたのも、又、文科に

於て地理竝に動物及植物を省いて法學通論を加へ、各部を通じて外國語の時數を増したのも、文部當局に於て、深く時勢を考慮した結果であると考へられる。次に、今一つ雜誌中の記事を引けば、

現今の此の黄金崇拜熱は至る處に昂進し、勢の趣く所、神聖純潔なる學生をも驅りて其渦中に陥溺せしめたり

(三四、一一、二四、第八十八號菊池文相の臨校)

以上は、施行後一年間のことであり、その後には於けるものも色々ある。

(前略) 諸君は嘗て、龍南の地由來剛毅淳朴質素謙讓以て天下に誇稱するに足る美風ありと聞きしなるべし、然るに今や諸君の眼帘に映じ來る所は如何。

不知暗愴たる怪風陰雲の我天地を包围するなきか。紅燈萬點畫の如く肉林酒池絃歌湧くの席、狐狸の紛裝を見て恍惚自家を顧みざる遊治郎はなきか。(中略) 銀縁眼鏡に華麗の服を着、銀鎖をぶら下げて好みもせぬシガーを薫らし、宛然紳士否當世才士を氣取る痴漢はなきか。(中略) 白晝机に倚り淫猥なる俗議を呻り、以て粹士を氣取る戯け者はなきか。(中略) 禮儀辭讓の何物たるかを解せず、脱帽敬禮するを卑屈の所業となし、傲然として不遜を冒す御氣持家はなきか。(中略) 故意に酒杯を手にして兩肩を怒らし、霸氣復すべし校風保つべしと誤解せる暗愚者はなきか。(中略) 然るに奇怪なる哉、堂々たる我校學生にして、動もすれば聞くに堪へず、見るに忍びざる醜行を敢てするものあり。諸君は獨り自ら高うするのみを以て本務終れりとなすか。然らずんば何ぞ猛然起て鐘を打ち鼓を鳴らし、彼等の非行を責め彼徒の掃討に務めざるか。

奮起せよ諸君、我龍南會や演說部や雜誌部は、實に此弊風を矯正し、醜類を制裁すべき好機關に非ずや。諸君

は此好機關を有しながら、何ぞ大に侃々の辯を振ひて、國家無用の長物塵芥も畜ならざるものを驅逐せざるか、何ぞ速に諤々の文を草して、龍南の天地を一新し、眞に涼風颯々新綠滴る許りの樂境となさざるか。(三)五、七、一、第九十三號、雜報弊風を矯正せよ)

修學旅行につきて

事實をして事實を語らしめよ。大體に於て、本回の修學旅行は、不規律、不整頓、不統一なりき。(中略)吾人は、徒らに暴言するものに非ず。今はたゞ飛ばんとする筆を抑へて、單に事實を述べ、以て統監部諸先生の願慮を煩はし、生徒諸君の注意を促さんのみ。(三五、一一、二〇、第九十五號雜報)

我が校風を論ず(論說)

惠利 武

學寮には精神ありや

近來龍南の學風を論ずるもの多く、従つてまた寮生一般の氣風を議するもの多し。苟くも今日の如き道義的頹廢を看破したる憂慮の士が斯く論じ、斯く議するは、これ吾等寮生の大に幸福とする所なり。(三六、五、二

五、第九十九號雜報)

此の如く觀來れば、宣誓を施行し、禁酒を勵行しても、積年の弊風を一朝一夕にして掃蕩し得なかつたとは云へ、中には侃々諤々の硬骨男兒があつたことは、必ずしも學校軟風に感染せるにも非ず、之を悲憤し、慷慨し、懷古して、龍南校風の挽回に、孜孜として是れ力めたことを物語るものであらう。戰捷の歡喜と、物質の讚美とより來る社會風潮の情性を阻止し是正することは、難中の難事ではあるが、之を拱手傍觀することは、斷じて許

すべきでないのは申すまでもない。加ふるに日露の風雲急を告げ、遂に砲陣の間に相見ゆるに至り、期せずして舉國一致の實は揚り、我が龍南の天地にも、頼もしき青年の意氣が澎湃するに至つた。この事に就いて學制五十年史第六章第一節には、「明治三十七八年戦後の思想界」と題して、

日清戦役によつて著しく喚起せられた國民の自覺は、一轉して個人の自覺となり、各人をして信仰問題、人生問題に考を向けしめたと共に社會問題に一層深く留意せしめるに至つた。また當時に於ける産業の發達も自然に社會問題を惹起す氣運を生じ、隨つて之に關する著書も續々現れた。而して他の一方には日清戦役に大勝を得た内面的原因が、日本固有の武士道的精神に存することを認めた結果、武士道の鼓吹も隆盛を極めた。然るに明治三十六年の頃より、日露の風雲が漸く急を告げるに及んで、國民一般に愛國熱が高潮し、一部社會主義者の唱へる非戰論の如きは、忽ち大勢に壓倒せられてしまつた。と記されてゐる。

かかる間に、學校令は、明治三十三年八月四日を以て改正せられ、高等學校の學科課程にも、相當の改正が行はれて、上田(萬年)専門學務局長より、三十四年五月二十八日付專甲五六九號を以て、高等學校入學志願者中の中學卒業者に對しては、從來の如く卒業後經過の年數に制限を置かさざる旨の通牒があつた。

大學豫科第一部(法)(文)科課程表

倫理	學年	第一	第二	第三	學科	學年	第一	第二	第三
	第一	第二	第三	第一					
					論理及心理				

學科課程の改正

明治三十七八年戦後の思想界

第一部課程表

學科	學年			學科	學年		
	第一	第二	第三		第一	第二	第三
國語及漢文	六	五	四	法學通論			
英語	(九)	(九)	(八)	經濟通論			(二)
獨語	(九)	(九)	(八)	體操	三	三	三
佛語	(九)	(九)	(八)	計	三〇	三一	三一
歷史	三	三	三				二九

外國語ハ英語獨語及佛語ノ中ニ就キ二種ヲ撰ハシム

法科ニハ經濟通論ヲ缺ク

文科ニハ隨意科トシテ第三年ニ於テ羅甸語二時ヲ課ス

文科ニ於テ哲學志望者ニハ理論及心理竝ニ第三年ニ於ケル國語ヲ缺キ第二年ニ於テ數學二時第三年ニ於テ物學二時ヲ課ス

獨逸法ヲ選修スル法律學科竝ニ獨逸文學科又ハ佛蘭西文學科ヲ志望スル者ニ對シテハ外國語ノ時數左ノ如ク變更ス

學科	學年		
	第一	第二	第三
英語	四	四	四
獨語又ハ佛語	一四	一四	一二

大學豫科第二部(工)(理)(農)科課程表

第二部課程表

學科	學年			學科	學年		
	第一	第二	第三		第一	第二	第三
倫理			一	化學		三	講義 二 三 五
國語	三			地質及礦物			
英語	八	七	四	圖畫	四	四	
獨語又ハ佛語	八	七	四	體操	三	三	
數學	五	四	六	計	三一	三一	
物理		三	三				三〇

外國語ハ英語ノ外獨語又ハ佛語ノ一ヲ撰ハシム但工科ノ電氣工學科、應用化學科、製造化學科、採礦及冶金學科竝ニ農科ノ各學科志望者ニハ必ス獨語ヲ課ス

工科ニ於テ土木工學科、機械工學科、造船學科、建築學科志望者ニハ化學實驗ヲ缺ク、土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採礦及冶金學科、造船學科、建築學科志望者ニハ第三年ニ於テ測量三時ヲ課ス

理科ニ於テ各學科志望者ニハ第三年ニ於テ圖畫ヲ缺ク

動物學科、植物學科、地質學科志望者ニハ第三年ニ於テ數學ヲ缺キ動物及植物四時ヲ課シ且ツ隨意科トシテ羅

句語二時ヲ課ス

數學科、物理學科、星學科志望者ニハ第三年ニ於テ化學實驗、測量三時ヲ課ス

農科ニ於テ各學科志望者ニハ第三年ニ於テ圖畫ヲ缺キ動物及植物四時ヲ課ス

農學科、農藝化學科、獸醫學科志望者ニハ第三年ニ於テ數學ヲ缺ク林學科、志望者ニハ第三年ニ於テ英語ヲ缺ク

農學科、農藝化學科、林學科志望者ニハ第三年ニ於テ測量三時ヲ課ス

獸醫學科志望者ニハ隨意科トシテ第三年ニ於テ羅句語二時ヲ課ス

大學豫科第三部(醫科)課程表

第三部課程表

學科	學年			學科	學年		
	第一	第二	第三		第一	第二	第三
倫理			一	物理		三	講義 三
國語	三			化學		三	講義 三
獨語	一三	一三	一〇	動物及植物	四	三	講義 三
英語又ハ佛語	三	三	三	體操	三	三	實驗 三
羅句語			三	計	二九	三〇	六
數學	三	二					三

右に就いて多少の説明を加ふれば、第一部に於ては、第三年の専門的類別を除き、倫理は第三年のみに之を課し、地理・數學・物理・化學・動物及植物・地質及礦物・經濟通論を廢して、論理及び心理を加へ、法科大學志望者には經濟通論を缺き、哲學科志望者には論理・心理を缺き、その代りに數學と物理とを課し、法科大學志望者には、隨意科として羅句語を課することを得しめ、第二部に於ては、大差なきも志望學科に依りては、學課に多少の相違があり、倫理は、第一・第三部と同じく、第三年へのみ之を課し、漢文は、第二・第三部より之を除き、第三部に於ては、學科に異同はない。總じて之を言へば、外國語の尊重は著しいことで、即ち、従前之を第一・第二に分ち、第二外國語は隨意科としてゐたのを、英獨佛語中、必ず二箇國語を選ばしめると共に、その時間數を増したのである。而してこの改正學科課程は、その後大正七年に至るまで、大なる變更もなかつたのである。

所謂赤丸の發表表

而して三十三年には、評議員假規程並に教授會規程を設け、三十六年度からは、所謂赤丸の發表を爲した。今日第一學期評點六十未滿ノモノニ限り朱印ヲ以テ發表候ニ就テハ御受持科目ノ評點特ニ劣等ノ生徒即チ五十點未滿ノ者ニ對シテハ便宜十分ニ御訓告相成候様致度尙ホ今後評點又ハ成績發表ノ際モ右同様ト御了知相成度過般ノ教員會議ノ精神ニ基キ此段得貴意候也。

一月十三日

渡邊 教頭

第四節 其後の醫學部と分立